CIC 株式会社日本建設情報センター

2026 年 11 月 12 日

訂正とお詫び

下記の教材について、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げるとともに、以下のように訂正いたします。

■1級管工事施工管理技士　第一次検定　テキスト（改訂第三版）

頁	該当箇所	誤	正
38	側注 用語解説 ◆　エントロピー 解説内容	詳細は右記参照。	エネルギーの乱雑さ、無秩序さの程度を表す物理量。分子や原子がどれくらいバラバラに動き回っているかを表している。
42	伝熱量の式	$Q=K(t_1-t_2)A\times\tau$	$Q=\frac{K(t_1-t_2)A\times\tau}{L}$
42	伝熱量の式 τ:時間[s]の下に追記	**詳細は右記参照。**	L:**壁の厚さ**[m]
89	下から 14 行目	点②は室内空気（還気）の温湿度状態、点④は外気温湿度状態を～	点②は室内空気（還気）の温湿度状態、点①は外気温湿度状態を～
105	Check‼ 第3種機械換気設備設置の留意点⑤	ドラフトチャンバを設置する室は、隣接する他の室より負	ドラフトチャンバを設置する室は、隣接する他の室より負圧に保つようにする。
209	側注 補足 ◆　完成検査 解説内容 5～9 行目	完成検査は、設計事務所の監理者検査、官庁検査を受ける前に、施主又はその代理人が事前の検査をすることである。	完成検査は、設計事務所の監理者検査、官庁検査を受けた後に、施主又はその代理人（発注者）が工事の完成にあたり行う検査である。
282	(2)元方安全衛生管理者 解説4行目～6行目	なお、統括安全衛生責任者を選任した際は、作業の開始後、遅滞なく労働基準監督署長に報告しなければならない。	なお、特定元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を選任した際は、作業の開始後、遅滞なく労働基準監督署長に報告しなければならない。
310	(3)請負代金・資材購入に関する不当な行為の禁止 解説 1～2 行目	詳細は右記参照。	注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために、通常必要と認められる原価に満たない金額◆を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

310	側注 補足	詳細は右記参照。	補足 ◆通常必要と認められる原価に満たない金額 　下請負人が、通常より安い価格で施工できると判断して落札した場合や、手持ちの資材があるため、安い価格で受注する場合等は、不当に低い請負代金にあたらない。
310	(4)建設工事の見積り	詳細は右記参照。	建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費等その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の材料費等記載見積書を作成するよう努めなければならない。また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。また、見積もり期間についても規定がある。

以上